現住所照会のマニュアル変更について

平成 28 年 4 月、総務課事務改善担当が策定した「事務処理ミス防止のための事務改善実施方針」により、 下記のとおり図書館における事務処理を変更いたします。

記

1 経緯

区では個人情報の漏えいや紛失など、事務処理のミスによる事故が続いており、この状況の改善・事故の再発防止を図るため、総務課事務改善担当が事故原因の分析に基づく、全庁的な事務改善を実施しました。平成28年4月、基本的な枠組みを示した「事務処理ミス防止のための事務改善実施方針」が策定され、この実施方針に基づき図書館においても事務改善を行った結果、11月1日付でマニュアルの変更を行うことにいたします。

2 マニュアル変更点

- ① 現住所照会で自治体からの回答となる住民票については、漏えいや紛失を防止するため、各館への送付をせず、光が丘図書館で利用者登録の変更入力をします。
- ② 調査結果については、同じ観点により利用者番号と修正事項のみを記載し、各館へ通知します。
- ③ 各館においては調査結果と入力されたデータを確認後、再督促を行こととします。

3 その他

新しいマニュアルは 11 月 1 日より運用予定です。マニュアル変更された際には、各館で全職員への周知を 徹底してください。

以上

光が丘図書館事業統括係 督促担当: 有馬、越智